

## 【コラム】

### ◆ 公的年金保険に加入するには

年金① 1時間

高等学校を卒業して民間企業等に就職した場合には、20歳未満であっても自動的に厚生年金に加入することになるが、進学するなどして厚生年金に加入しておらず、日本国内に居住している場合には、20歳になると日本年金機構から国民年金に加入したというお知らせが来る。もし20歳になって2週間を過ぎてもお知らせが届かない場合は、自分で住まいの市（区）役所又は町村役場、若しくはお近くの年金事務所で加入手続をする必要がある。

### ◆ 年金保険料の支払い方

年金① 1時間目

年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付書を使用して金融機関やコンビニエンスストア等で納付する他、申請すれば口座振替やクレジット納付も可能。また、スマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済が利用できる。なお、保険料を支払っていないと、障害を負った場合に障害年金を受け取ることができなくなるなどの不利益がある。ただし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、免除・猶予制度を使えるため、保険料の支払いが難しいと感じたら、早めにお住まいの市（区）役所又は町村役場に申請するとよい。申請手続きは、マイナポータルからの電子申請が可能である。

### ◆ 学生納付特例制度

年金① 1時間目

20歳になったときに学生であって国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請をすると国民年金保険料の納付を猶予してもらうことができる。ただし、10年内に猶予した分の国民年金保険料を支払わないと、将来の基礎年金額が少なくなる。就職後などに、後から学生時代の分の国民年金保険料を支払う場合には、お近くの年金事務所に申請する必要がある。なお、猶予を受けた期間から3年以上過ぎてしまうと、追納加算額が発生する。

### ◆ 高齢者の就業機会の確保

年金①② 2時間

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮できるよう、企業は、以下のいずれかの取組を行う必要がある。

①65歳までの定年引き上げ

②定年制の廃止

③65歳までの希望者全員について、継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）を導入

また、令和3年4月1日からは、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、企業は、70歳までの定年引き上げや、70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入等の取組を

1つ以上行うよう努めなければならないこととなった。

※厚生労働省ウェブサイト 「高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html)



また、定年退職後等に、地域社会において簡単な仕事をすることで社会参加を希望する場合には、シルバー人材センターで仕事の紹介を受けることもできる。

### ◆年金の繰下げ受給

年金① 2時間目

年金の受け取り開始時期は60歳から75歳までの間で選ぶことができ、遅らせばその分、年金額が増える。

※老齢年金は、65歳で請求せずに66歳以降75歳までの間で申し出た時から繰下げて請求できる。繰下げ受給の請求をした時点に応じて、最大で84%年金額が増額される。

### ◆私的年金（企業年金・個人年金）

年金① 2時間目

公的年金は老後生活の基本を支えるものであるが、働き方やライフコースが多様化していく中、老後生活への様々な希望・ニーズに対応していくための制度として、私的年金制度がある。私的年金は、企業が掛金を支払い、従業員の老後の生活に備えた資産をつくる企業年金と、自分で掛金を支払い、自分の老後の生活に備えた資産をつくる個人年金の2つに分類される。さらに、将来の給付額が決まっている確定給付年金（Defined Benefit。DB）と、自ら運用して、その運用成績により将来の給付額が変動する確定拠出年金（Defined Contribution。DC）の2つに分類される。

具体的な制度として、企業年金である確定給付企業年金（DB）と企業型確定拠出年金（企業型DC）、個人年金である国民年金基金（DB）と個人型確定拠出年金（個人型DC。通称「iDeCo（イデコ）」）があり、より多くの人が利用しやすいよう、様々な税制優遇（納めるべき税金額を少なくする措置）が準備されている。対象範囲や掛金の額といった制度内容はそれぞれ異なり、企業年金は企業と従業員で協議して実施するため、企業ごとに内容が異なることに注意が必要。

それぞれの制度の特性を理解した上で、働き方や人生設計に応じて、自分に合った私的年金制度を活用することが重要。

※厚生労働省ウェブページ 私的年金制度の概要（企業年金・個人年金）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html>



## ■マイナ保険証の利用（保険資格の確認）

日本の公的医療保険制度では、加入者が保険料を支払うことで、一定の自己負担で医療を受けることが可能だが、医療機関の窓口では、患者が加入している公的医療保険の資格情報を確認する必要がある。令和6年12月より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、受付の際、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を持っている場合はマイナ保険証を、そうでない場合は資格確認書を提示する。

マイナ保険証を利用した場合には、情報提供に同意すると、過去に処方された薬や特定健診などの情報を正確に医療機関に共有することができ、データに基づくより良い医療を受けることができるなど、メリットが多くある。

また、スマートフォンに追加されたマイナンバーカードで医療機関等を受診することも可能となっており、スマートフォンの読み取りの環境が整った一部の医療機関・薬局から利用が始まっている。

※厚生労働省ウェブページ マイナ保険証のメリット

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22682.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)



## ■高額療養費制度

医療①② 1時間

1ヶ月に医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担額が一定額以上になった場合に、保険者に申請すると、所得に応じて決められている自己負担限度額を超える部分の額が後から戻ってくる。とはいえ、一時的に支払うことも大きな負担になるので、入院時や同じ医療機関に通院しているときに1ヶ月の医療費が高額になりそうな場合には、事前に申請しておけば、窓口で支払う額を自己負担限度額までにすることもできる。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用している場合には、事前申請等の手続をしなくても医療機関の窓口で支払う額を自己負担限度額までにすることができる。

## ■最近の公的医療保険の見直し

医療①

現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、令和4年10月1日から、後期高齢者（75歳以上）で一定以上の所得がある方については、医療機関・薬局の窓口で支払う医療費の自己負担の割合が1割から2割となった。これによって、今まで所得によって1割又は3割という2段階であった自己負担の割合が、1割、2割又は3割の3段階となった。

※厚生労働省ウェブページ 後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryouhoken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/newpage_21060.html)

